

徳島県個人情報保護審査会答申第118号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年2月8日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「○第○○号（平成○年○月○日）付けの私の口頭意見陳述の録音」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年2月22日、実施機関は、条例第15条第3号に該当するとして、請求に係る保有個人情報は、口頭意見陳述聴取結果記録作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であり、当条例の適用を受けないものであるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年2月23日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年6月7日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

「徳島県個人情報保護条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否すると決定した」が、県は、あるべき書類を制限するのはおかしい。

県の枉法行為を確認した為。

H〇年〇月〇日、県庁7階で口頭意見陳述をする際に室長と私との協議の中で、公開請求したら出すという条件で、相方が認めた経緯の中で録音したもの。この度、県は、条例第15条第3号に該当すると（拒否）したが、本来、公開録音の場合は条例には該当しない。

(2) 意見書

ア 平成〇年〇月〇日付けの意見書

平成〇年〇月〇日付けの審査請求書を提出した中で示したが、課の口頭意見陳述の録音は、公開すると許可したものであり、本来、公的に公開される資料として承諾されたものである。それを勝手に改ざんする行為は認められないと主張する。

イ 平成〇年〇月〇日付けの意見書

県は私の「口頭意見陳述の録音」に対して、拒否決定処分を行ったが、平成30年2月22日、県は私に対して、録音をすることを求めた時、許可するに当たり、その場で「情報公開したら録音テープは出す」と県は約束したものであり、相互関係者が認めた公開録音記録とメモ及び公開すべき資料であると主張する。又、これら行為を認めた中での録音は、個人情報及び公開資料とするべきと判断する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

(1) 本件請求は、審査請求人が、平成〇年〇月〇日に行った口頭意見陳述を録音した電磁的記録の開示を求めているものである。

当該口頭意見陳述は、審査請求人からの申立てを受け、実施機関が実施したものであり、開示を求められている電磁的記録は、口頭意見陳述聴取結果記録作成の補助のため、陳述内容をICレコーダーで一時的に録音した音声データである。

(2) 条例では、開示請求の対象を「実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報」（条例第13条）と定めており、保有個人情報については、「徳島県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されているものに限る。」（条例第2条第5号）と定義している。

そして、徳島県情報公開条例第2条第2項において、文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるものについては、同条例の対象となる「公文書」から除くと定めており、「規則で定めるもの」については、徳島県情報公開条例施行規則第3条第2号において、「会議録その他これに類する文書を作成するために音声を記録した録音テープその他これに類する電磁的記録」と規定している。

(3) 平成〇年〇月〇日に行った口頭意見陳述において、実施機関が審査請求人に意見陳述の内容を録音すると伝えたところ、審査請求人から情報公開に応じるのであれば録音しても構わないとの発言があり、実施機関は、情報公開請求されれば応じる

旨の回答をしたが、公開の対象となっていない文書作成の補助のための電磁的記録を開示するとの認識ではなかった。また、口頭意見陳述に係る電磁的記録については、口頭意見陳述聴取結果記録を作成した後、速やかに消去している。

- (4) 以上により、本件請求に係る保有個人情報、口頭意見陳述聴取結果記録作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であり、条例の適用を受けないものであることを理由として、条例第20条第3項の規定に基づき、開示請求を拒否したものである。

なお、本件処分を行う際に、審査請求人に対し、当該電磁的記録については公文書に当たらないことが確認されたため開示することはできないが、電磁的記録を用いて作成した口頭意見陳述聴取結果記録については、個人情報開示請求があれば応じる意向である旨を説明しており、本件処分による不利益が生じたとは考えていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に行った口頭意見陳述を録音した電磁的記録であると解される。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、条例第15条第3号に該当するとして請求拒否としているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 条例第15条第3号について

条例第15条は、一定の場合には、開示を求められた個人情報について実施機関が開示・非開示の判断を行う前の段階で請求自体を拒否することができる旨を定めたものである。

実施機関は、開示請求があれば、その対象となる保有個人情報が第16条各号に定める非開示情報に該当しない限り、請求に係る保有個人情報を開示すべき義務を負うが、本条では、この例外として実施機関が開示請求を拒否できる場合を規定し、対象となる保有個人情報が非開示情報に該当する場合の非開示決定とは別に、請求自体を拒否する行為を行政処分と位置づけ、立法化したものである。

条例第15条第3号は、「開示請求者がこの条例の規定の適用を受けない個人情報の開示請求をしたとき」に請求自体を拒否できると定めたものである。

「この条例の規定の適用を受けない個人情報」とは、公文書に該当しない文書に記載されている個人情報、実施機関以外が保有している個人情報、条例第44条の規定により他の制度との調整措置の対象となる個人情報等が考えられる。

(2) 条例第15条第3号の該当性について

実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日に実施した口頭意見陳述の際に、口頭意見陳述聴取結果記録作成の補助のため、ICレコーダーで陳述内容の録音を行

い、口頭意見陳述聴取結果記録を作成した後は、口頭意見陳述に係る電磁的記録は消去しているとのことである。

条例第13条では、「当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」とあり、条例第2条第5号では、「保有個人情報は、徳島県情報公開条例第2条第2項に規定されている公文書に記録されているものに限る。」と規定されている。

「公文書」とは、徳島県情報公開条例第2条第2項に「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されているが、同条例同項第3号に「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの」は公文書から除くと定めている。

「規則で定める電磁的記録」とは、徳島県情報公開条例施行規則第3条第2号に「会議録その他これに類する文書を作成するために音声を記録した録音テープその他これに類する電磁的記録」と規定していることから、本件請求に係る保有個人情報は、口頭意見陳述聴取結果記録作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録である。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、条例第15条第3号に該当するとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年 6月 7日	諮問
令和 3年 5月13日	審議 (第133回審査会)
同 年 6月17日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第134回審査会)
同 年 7月15日	審議 (第135回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長